氏　名	新谷　文孝
登録番号	第 25050021 号
事務所名称	ふるかわ社労士事務所
事務所所在地	滋賀県大津市大萱 1-18-2　瀬田大昭ビル 402
所属社会保険労務士会	滋賀県社会保険労務士会
処分内容	１年の社会保険労務士の業務の停止 （令和8年 10 月7日から1年）

処分理由　第一に、株式会社Aの労働者Bに係る両立支援等助成金（育児休業等支援コース（業務代替支援））（以下「両立支援等助成金」という。）の支給申請に当たり、過去に自ら行った労働者Bに係る育児休業給付金支給申請との齟齬を糊塗するため、株式会社Aの代表者に代わり、自ら両立支援等助成金支給申請書に虚偽の復帰日を記載するとともに、これに整合するように申請書添付書類の出勤簿を改ざんし、賃金台帳を偽造して当該申請書に添付したうえ、実際の復帰日を前提とすると申請期限を徒過していることを認識していながら、令和7年 12 月 15 日に滋賀労働局長あて提出したものである。

第二に、株式会社Aの労働者Cに係る両立支援等助成金の支給申請について、同社から事務代理の委託を受けていたにもかかわらず、これを行わず、申請期限を徒過したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第１項に定める「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」及び同法第 25 条の3に定める「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。